

様式コード						
2	2	4	3	0	0	3
届書コード						届書
2	4	3				

事務センター長 所	副事務センター長 所	グループ長 課	担当 者

日・韓社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

◎ ※欄は記入しないでください。
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

令和 年 月 日提出

① 事業所の記号		② 被保険者整理番号		③ 生年月日		㉞ 個人番号(または基礎年金番号)			
				☐ 5. 昭和 ☐ 7. 平成 ☐ 9. 令和					
				年 月 日					
④ 被保険者氏名		㉟ 性別		㉠ 日本国における被保険者住所					
(フリガナ)		☐ 1. 男 ☐ 2. 女		(フリガナ)					
現在勤務している事業所とは別の事業所から派遣される場合は、右欄を記入してください		④ 未来日異動有無		⑤ 異動先事務所符号		⑥ 異動先事業所記号		⑦ 協定相手国	送信
		※ 0. 無 1. 有						(韓国) 0 0 3	
㉡ 就労の形態									⑧ 協定条文該当区分
☐ 20. 両国内において同一の期間に被用者として就労するが、通常居住する国が日本である場合 (協定第5条2 (a) 該当)									※ 20. 5条2a 該当 21. 5条2b 該当 24. 6条1 該当 ・ 7条該当 (左00) ・ 9条該当 (左25)
☐ 21. 両国内において同一の期間に、一方の国内で被用者として、他方の国内で自営業者として就労するが、通常居住する国が日本である場合 (協定第5条2 (b) 該当)									
☐ 24. 日本国内の事業所から韓国国内の事業所へ一時的 (5年以内の見込) に派遣される場合 (協定第6条1 該当)									
☐ 00. 船員として韓国船籍の海上航行船舶において就労し、日韓両国の制度が適用されるが、通常居住する国が日本である場合 (協定第7条該当)									
☐ 25. 上記以外で韓国国内の事業所で就労するが、韓国の制度が適用されることにより不利益を被る場合 (協定第9条該当) * 「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください									
⑩ 就労の開始予定年月日			⑪ 就労の終了予定年月日			⑫ 韓国における事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。			
(西暦) 年 月 日			(西暦) 年 月 日						
⑬ 韓国における事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。									
㉢ 被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。									
姓 名									
現在勤務している事業所とは別の事業所から派遣される場合に記入									
⑭ 異動先事業所名称									
(フリガナ)									
⑮ 郵便番号		〒		⑯ 異動先事業所所在地		(フリガナ)			
住所コード		※							
⑰ 適用証明書要否		備考							
※ 0. 要 1. 否		送信							

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の所在地および名称	〒
	(所在地)
	(名称)
	(事業主氏名)
	(電話) ()-()-()

社会保険労務士記載欄
氏名等

申請にあたっての留意点

この申請書は、厚生年金保険の被保険者が、次のいずれかに該当する場合に、その事業主が年金事務所に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 両国内において同一の期間に被用者として就労するが、通常居住する国が日本である場合（協定第5条2(a)該当）
- b. 両国内において同一の期間に、一方の国内で被用者として、他方の国内で自営業者として就労するが、通常居住する国が日本である場合（協定第5条2(b)該当）
- c. 日本国内の事業所から韓国国内の事業所へ一時的（5年以内の見込）に派遣される場合（協定第6条1該当）
- d. 船員として韓国国籍の海上航行船舶において就労し、日韓両国の制度が適用されるが、通常居住する国が日本である場合（協定第7条該当）
- e. 上記以外で、韓国国内の事業所で就労するが、韓国の制度が適用されることにより不利益を被る場合（協定第9条該当）
※「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

- * 「通常居住する国が日本である」とは、日本国内に住民登録されており、その住所が生活の本拠であることをいいます。
- * ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき日本の年金制度のみに加入する（韓国の年金制度の加入が免除される）根拠となる証明書です。

申請書を提出した後、適用証明書の交付前に、派遣が取り止めとなった場合や申請内容に変更があった場合は、取消または訂正の手続きが必要です。なお、行き違いで適用証明書が届いた場合、年金事務所に速やかに返却をお願いします。

日・韓社会保障協定に基づき、この協定の実施のために必要な場合には、交付された適用証明書に記載された情報を日本の実施機関から韓国の実施機関に提供することがあります。

申請書の記入方法

「③ 生年月日」:
年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「⑦ 個人番号(または基礎年金番号)」:
個人番号を記入する場合は、個人番号カード、通知カード※または住民票の写しに記載されている12桁の番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている10桁の番号を左づめで記入してください。
※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または同日前に正しく変更手続きがとられている場合に限り、引き続き利用可能です。

「④ 日本国における被保険者住所」:
日本の現住所を記入してください。
適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されますが、別の住所の表示を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。
なお、申請書と同時に住所変更届を提出された場合には、「備考」欄にその旨の記載をお願いします。

「④ 就労の形態」:
該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。
「25」に該当する場合は、「備考」欄に具体的状況および韓国の制度が適用されることによりどのような不利益を被るかを必ず記入してください。この場合には、韓国の担当機関との協議が必要となる場合があります。
この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。
なお、適用証明書を交付できるかどうかは韓国の担当機関との協議結果によります。

「⑩ 就労の開始予定年月日」および「⑪ 就労の終了予定年月日」:
韓国国内において就労を開始する予定の年月日および就労を終了する予定の年月日を西暦で記入してください。
同一期間に両国で就労し、通常居住地が韓国国内から日本国内に移ることとなる場合は、「⑩ 就労の開始予定年月日」欄に通常居住地が日本国内となった年月日を西暦で記入してください。
日・韓社会保障協定の発効日(2005(平成17)年4月1日)においてすでに韓国国内で就労を開始している場合には、「⑩ 就労の開始予定年月日」を「2005年4月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものとして取り扱われます。

留意事項

別の事業所から派遣されることが決定している場合(例えば、出向先から派遣される場合等)には、当該事業所において下欄の証明を受けてください。

表記被保険者については、当事業所で雇用し、韓国へ 年 月 日から 年 月 日までの予定で、派遣または赴任させることを証明します。 なお、表記被保険者における厚生年金保険被保険者資格取得届の提出を行う予定であることを申し添えます。 令和 年 月 日	
事業所所在地 〒 事業所名称 事業主氏名 電話番号	
厚生年金保険の管轄となる以下について記入してください。	
管轄年金事務所名	事業所番号 ー